

「電子的診療情報連携体制整備加算 3」に係る掲示について

当院では 2026 年 6 月 1 日の診療報酬改定に伴い「電子的診療情報連携体制整備加算 3」について、以下の通り対応を実施しております。

- ① 診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行っています。
- ② 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数を記載した詳細な明細書を 無料で交付しています。
- ③ オンライン資格確認の十分な実績を有しています。
- ④ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等は、診療を行う診察室等において、医師が閲覧または活用できる体制を有しています。
- ⑤ マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。
- ⑥ 電子的診療情報連携体制整備加算に関する事項及び質の高い診療を実施するために十分な情報の取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所等に掲示・ウェブサイトに掲載しています。
- ⑦ 電子処方箋の発行する体制については、現在検討中です。
- ⑧ 電子カルテ共有サービスを活用できる体制については、現在検討中です。

上記の体制により、初診時または再診時に「電子的診療情報連携体制整備加算 3」を、2026 年 8 月 1 日より月 1 回に限り算定しております。ご理解の程よろしくお願い致します。

2026 年 8 月 1 日
福島生協病院